## 条件反射制御法学会会則

第1条 本会は、条件反射制御法学会と称す。

(事務局)

- 第2条 本会の事務局を 〒162-0055 東京都新宿区余丁町 14-4 特定非営利活動法人アジア太平洋地域アディクション 研究所 におく。
- 第3条 本会は、ヒトの行動原理を明確にして、生活を阻害する神経活動が反復して生じる状態に対する条件反射制御法 の実践技術の向上を図る学術研究の促進、並びに反復する違法行為に対応する社会制度のあり方に関する学術研 究の促進を目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
  - 1. 年次学術集会、総会、講演会、及び研修会の開催。
  - 2. 会員の交流により情報交換、知識技術に関する事業。
  - 3. 機関誌、あるいは印刷物の発行。
  - 4. その他の本会の目的達成に必要な事業。

(会員)

- 第5条 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入した者とする。
- 第6条 本会の事業を運営するために会長1名ほか理事10名程度、及び監事2名をおく。副会長及び事務局長は理事の 中から選任する。理事は以下の任務を分掌する。
  - 1. 会長は本会を代表する。
  - 2. 副会長は、会長を補佐する。
  - 3. 事務局長は、本会の運営のための事務的業務を司る。
  - 4. 理事は理事会を組織し、会長を議長として本会の会務に関する事項を決議し、執行する。理事会の議事は 出席理事の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。理事は理事会に参加で きないときには、委任状を提出することができる。緊急を要する場合は、書面、ファクシミリ、電子メー ルにより理事の意見を求めることができる。
  - 5. 理事は別に細則で定める選挙規定により選出され、会員総会で承認され、任務は2年とし、再任を妨げない。
- 第7条 1. 監事は、会務・経理を監査する。
  - 2. 本会に倫理委員会を設置する。 倫理委員会の構成及び職務並びに権限は、別途倫理委員会規定にて定めるものとする。

(会計)

- 第8条 会の運営に関する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 第9条 会費は理事会がこれを決定する。
- 第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則)

第11条 会則の変更は会員総会の承認を経て行われるものとする。

## (附則)

- 1. 本会則は、2012年2月より施行する。
- 2.2016年2月17日より第7条の2を挿入。幹事を理事の名称に変更。第3条及び第6条を変更。選挙規定、倫理委員会規則を追加。
- 3.2018年4月1日より第2条事務局所在地を変更。